

北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例事務取扱要領

制定	平成31年	4月	1日	農産第1619号
改正	令和2年(2020年)	4月	1日	農産第1号
改正	令和3年(2021年)	4月	1日	農産第2号
改正	令和5年(2023年)	5月31日	農産第306号	

(趣旨)

第1 北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例(平成31年北海道条例第1号。以下「条例」という。)及び主要農作物等の種子の生産に関する条例施行規則(平成31年北海道規則第13号。以下「規則」という。)における主要農作物等の種子の生産及び審査の実施は、この要領に定めるところによる。

(優良な品種の認定)

第2 条例第8条に規定する優良品種の認定等は、北海道優良品種認定審議会運営要綱及び北海道農作物優良品種認定要領(昭和60年1月25日稲作第28号農務部長通知)の定めるところにより行うものとする。

(種子計画の策定及びほ場面積の通知)

第3 知事は、北海道種子協議会設置要領(平成2年6月18日畑園第787号農政部長通知)に定めるところにより、優良種子の生産に係る需給の見通しや安定供給等について協議を行うため、北海道種子協議会を開催するものとする。

2 条例第9条第2項に規定する種子計画は、稲、春まき大麦(春期には種する大麦をいう。)、春まき小麦(春期には種する小麦をいう。)、大豆、小豆、えんどう、いんげん及びそばについて毎年3月31日までに、秋まき小麦(秋期には種する小麦をいう。)について毎年8月31日までに、前項の北海道種子協議会の協議結果に基づき、第1号様式により作成するものとする。

3 条例第9条第3項に規定する種子計画の公表は、ホームページにおいて行うものとする。

4 知事は、前項の種子計画に係るほ場面積について、第2号様式(原原種生産計画)、第3号様式(原種ほ設置計画)、第4号様式(採種ほ設置計画)により関係総合振興局長及び振興局長(以下「振興局長等」という。)に通知するものとする。

5 前項の通知を受けた振興局長等は、種子生産者及び関係機関等に通知するものとする。

6 知事は、種子計画の変更を行うときは、前3項の規定を準用するものとする。

(種子の生産)

第4 条例第10条に規定する主要農作物の原種及び原原種の生産は、別に定める栽培管理基

準（水稲原採種栽培管理基準（平成6年4月8日農流第64号）、大麦、小麦及びそば原採種ほの設置並びに栽培管理基準（昭和56年10月29日畑作第632号）、豆類原採種ほの設置並びに栽培管理基準（昭和56年6月1日畑作第308号）、水稲原原種栽培管理基準（平成22年4月1日農産第1529号）、大麦、小麦及びそば原原種ほ栽培管理基準（平成22年4月1日農産第1529号）、豆類原原種ほ種栽培管理基準（平成22年4月1日農産第1529号）をいう。以下同じ。）並びに、条例第9条に規定する種子計画、別記1の道設置原種ほ及び原原種ほの設置基準に基づき行うものとする。

- 2 条例第11条第1項に規定する知事以外の者が経営するほ場において行う種子の生産は、別に定める栽培管理基準及び条例第9条により策定する種子計画に基づくほ場の指定に基づき行うものとする。

（主要農作物の種子の配付）

- 第5 条例第10条及び第11条の規定に基づき生産された主要農作物の原種は、種子計画により採種ほ又はその他道が認めるほ場等に配付するものとする。
- 2 条例第10条及び第11条の規定に基づき生産された主要農作物の原原種は、種子計画により原種ほ、指定原種ほ又はその他道が認めるほ場等に配付するものとする。
- 3 種子の配付は、有償とする。ただし、公益上の必要性が認められる場合は、無償とすることができる。
- 4 種子の配付に係る手続きは、主要農作物種子配付要領（平成30年4月1日農産第1561号農政部長通知）の定めによるものとする。

（種子生産用種子の取扱い）

- 第6 原原種の生産に用いる種子は、生産する品種の育成者又は育種機関の直接の管理の下に適正に生産された育種家種子又は原原種とする。
- 2 原種の生産に用いる種子は、原原種とする。ただし、必要な場合には育種家種子を、災害又は急激な需要拡大により原原種の供給が困難となった場合は原種を用いることができるものとする。
- 3 採種を生産するために用いる種子は、原種とする。ただし、必要な場合には育種家種子又は原原種を、災害又は急激な需要拡大により原種の供給が困難となった場合は採種を用いることができるものとする。

（ほ場指定申請）

- 第7 北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例施行規則（平成31年北海道規則第13号）第3条に規定する指定申請書は第5号様式とする。
- 2 条例第11条に基づく申請に係る種子の生産が農業協同組合等からの委託又は生産者集団により行われる場合には、農業協同組合等又は生産者集団が、当該委託者又は生産者集団

の構成者に関する申請内容を取りまとめた第6号様式の指定申請者一覧表を付して、代表して申請することができるものとする。

(ほ場の指定)

- 第8 知事及び振興局長等は、第7の指定申請書の提出があったときは、速やかに別記2の指定採種ほ、原種ほ及び原原種ほの指定要件に基づき審査し、適当と認めるときは、第3の種子計画に基づく種子の種類別及び品種別のほ場面積の範囲内において、ほ場を指定し、第7号様式の指定書を申請者に交付するものとする。
- 2 知事及び振興局長等は、ほ場の指定に当たっては、優良種子の生産のために必要な知識及び技術を有する者によって経営され、かつ、効率的な生産が適地において可能な限り集中して行われるよう考慮するものとする。
- 3 第18に基づく勧告を行った者から第7の指定申請書の提出があったときは、当該申請者及び関係機関に聴取りを行うことにより、慎重に審査するものとする。
- 4 振興局長等は、採種ほ及び原種ほの指定をしたときは、第8号様式の指定報告書を知事に提出するものとする。

(ほ場の指定の変更)

- 第9 第8の1の指定書の交付を受けた者が、第3で定める種子計画及びほ場面積の通知に基づく種子の種類別若しくは品種別のほ場面積の範囲を超えてほ場を設置しようとする場合又は種子の種類別若しくは品種別の作付けを中止した場合には、第9号様式の指定変更申請書を知事又は振興局長等に提出するものとする。
- 2 知事及び振興局長等は、前項の指定変更申請書の提出があったときは、速やかに別記2の指定採種ほ、原種ほ及び原原種ほの指定要件に基づき審査し、適当と認めるときは、第10号様式の指定変更書を申請者に交付するものとする。
- 3 振興局長等は、採種ほ及び原種ほの指定を変更したときは、第11号様式の指定変更報告書を知事に提出するものとする。

(審査請求)

第10 条例第12条に規定する審査を受けようとする者（以下「審査請求者」という。）は、次に掲げる期日までに、第12号様式の審査請求書により知事又は振興局長等に請求しなければならない。

なお、審査の申し出は、第8の申請とあわせて行うことができるものとする。

稲	毎年6月30日
春まき大麦、春まき小麦、秋まき小麦	毎年5月31日
豆類、そば	毎年6月30日
(豆類は、大豆、小豆、えんどう及びいんげんをいう。)	

- 2 審査請求に係る種子の生産が農業協同組合等からの委託又は生産者集団により行われる場合には、農業協同組合等又は生産者集団が、当該委託者又は生産者集団の構成者に関する審査請求内容を取りまとめた第13号様式の審査請求者一覧表を付して、代表して請求することができるものとする。
- 3 審査請求者は、指定採種ほ等について、第14号様式の標札を設置するとともに、審査に先立って審査対象のほ場の境界を標識等により識別できるようにしておくものとする。

(審査請求の変更)

第11 審査請求者は、第10の審査請求後に審査請求内容を変更したときは、第15号様式により、速やかに審査請求の変更を行わなければならない。

なお、審査請求の変更の申し出は、第9の申請とあわせて行うことができるものとする。

(審査員の指名)

第12 知事及び振興局長等は、第10による審査請求書及び第11による審査変更請求書の提出があったとき並びに第4の1により設置した原種ほ及び原原種ほについて、条例第12条第1項に規定する審査を実施するものとする。

なお、審査を実施するために必要となる十分な情報が審査請求者から得られない場合等にあっては、この限りでない。

- 2 条例第12条第4項に規定する基準及び方法は、別記3の審査の基準及び方法（以下、「基準等」という。）に定めるものとする。
- 3 知事は、原原種ほに係る審査について、審査を行う職員（以下、「審査員」という。）を指名して審査を行わせるものとする。
- 4 振興局長等は、採種ほ及び原種ほに係る審査について、その特殊性にかんがみ、普及指導員等（専門主任、専門普及職員及び普及職員を含む。）であって種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する者の中から、審査員を指名して審査を行わせるものとする。
- 5 知事及び振興局長等は、指名した審査員に、第16号様式に定める証票を交付するものとする。

なお、審査員は、審査の際、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(審査補助員の委嘱等)

第13 振興局長等は、種子審査の円滑かつ効率的な実施を図るため必要がある場合は、種子の適正な生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する者を、審査補助員として委嘱することができるものとする。ただし、種子の生産に直接関係する者（指定採種ほ等の生産管理を行う者（生産者等））を除くものとする。

- 2 知事は、試験研究機関の職員等であって、原原種の適正な生産及び管理に関し必要な知識及

び技術を有する者を、審査補助員として委嘱することができるものとする。

- 3 審査補助員は、知事及び振興局長等が開催する種子の審査に係る研修会に参加することにより、意識の向上、審査員との情報共有、審査の効率化及び精度の向上に努めるものとする。
- 4 審査員が審査補助員に審査を行わせる場合は、審査員の責任の下、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 全ほ場を審査補助員、審査員のいずれかが確認すること。
 - (2) 審査補助員が事前に整理した野帳等により、審査員において抽出の判断ができること。
 - (3) 抽出審査中に不合格の農作物及び種子を認めた場合は、個別審査に切り替えること。

(審査の進め方)

- 第14 審査員は、審査の請求があったときは、審査の進め方についてあらかじめ審査請求者等と十分協議し、審査予定を作成するものとする。
- 2 審査員は、ほ場審査の実施に当たって、種子の生産に直接関係する者の立会いを求めるとともに、関係者に連絡するものとする。
- 3 審査員及び審査補助員は審査を円滑かつ適正に実施するため、別記4の審査のための指導事項について審査請求者を指導するものとする。
- 4 審査の時点において基準等に適合しないものであっても、抜取り、管理の改善、再調製等の措置により基準等に適合すると認められる場合にあっては、必要な措置の実施について指導し、その実施の後、再審査を行うものとする。
- 5 審査員及び審査補助員は、審査の結果について、第17号様式の野帳を作成し、記録するものとする。ただし、別記1により設置した原種ほ及び原原種ほに係る審査にあっては、主要農作物原種ほ経営委託要領（平成3年5月28日畑園第604号）及び主要農作物原原種ほ経営委託要領（平成5年4月1日畑園第608号農政部長通達）に定める野帳によるものとする。

(審査の実施)

- 第15 条例第12条第1項第1号に規定するほ場審査は、基準等に基づき第1期及び第2期に分けて行うこととし、第1期の審査の結果、当該作物が基準等に適合すると認められるときは、第2期の審査を実施するものとする。
- 2 第2期の審査の結果、当該作物が基準等に適合すると認められるときは、その種子について条例第12条第1項第2号に規定する生産物審査を行うものとする。
- 3 ほ場審査と生産物審査について、異なる審査員が行う場合には、引継ぎのための連絡を十分に行うものとする。

(審査不合格の取扱い)

- 第16 審査員は、審査の結果、不合格とするときは、審査請求者に対してその理由を明示するものとする。

- 2 審査員は、不合格としたほ場について、第14号様式の標札を撤去させるとともに、当該ほ場の生産物が種子として取り扱われないよう、当該生産物の処分についての的確な措置を講ずるよう指導するものとする。

(審査結果報告)

- 第17 審査員は、ほ場審査(第2期)及び生産物審査の終了後、知事又は振興局長等に速やかに第18号様式及び第19号様式の審査結果報告書を提出するものとする。ただし、別記1により設置した原種ほ及び原原種ほにあつては、主要農作物原種ほ経営委託要領(平成3年5月28日畑園第604号)及び主要農作物原原種ほ経営委託要領(平成5年4月1日畑園第608号農政部長通達)に定める審査結果報告書によるものとする。
- 2 振興局長等は、前項の生産物審査に係る報告書を受領したときは、速やかに第20号様式の審査成績報告書を知事に提出するものとする。ただし、別記1により設置した原種ほにあつては、主要農作物原種ほ経営委託要領(平成3年5月28日畑園第604号)に定める審査成績報告書によるものとする。

(ほ場審査証明書等の交付)

- 第18 知事及び振興局長等は、審査員から第17に基づく審査結果報告を受けたときは、基準等に適合すると認められたものについて、審査請求者に、第21号様式のは場審査証明書及び第22号様式のプロダクト審査証明書を交付するものとする。ただし、別記1により設置した原種ほ及び原原種ほにあつては、主要農作物原種ほ経営委託要領(平成3年5月28日畑園第604号)及び主要農作物原原種ほ経営委託要領(平成5年4月1日畑園第608号農政部長通達)に定めるほ場審査証明書、原種証票及び原原種証票によるものとする。

なお、生産物審査証明書は、一覧形式の第22号様式の1を基本とし、個別形式の22号様式の2による場合は、包装、荷口又は受検ロット数及び流通の実態に応じて必要枚数を交付するものとする。

(指導等)

- 第19 知事及び振興局長等は、種子生産者及び種子生産委託者に対し、条例第13条に規定する指導、助言及び勧告を行うものとする。
- 2 知事及び振興局長等は、種子生産者及び種子生産委託者が、種子生産ほ場において度重なる助言や指導に従わない場合には、当該種子生産者及び種子生産委託者に文書による勧告を行うことができる。
- 3 知事及び振興局長等は、種子生産者及び種子生産委託者が勧告に従わないなど必要と認めるときは、ほ場指定の取消しを行うことができる。

(災害等緊急時の種子確保対策)

第20 知事は、災害又は急激な需要拡大により生産物審査に合格した種子をもっては必要種子量の確保が困難な場合には、種子の来歴が明確で、被害量が少ない一般ほ場のうちほ場審査に準じて審査を行ったほ場において生産された農作物であって、生産物審査に準じて審査を行い種子の用に供する準種子を認めることができるものとする。

2 知事は、準種子を認めようとする時は、当該品種に係る種苗法(平成10年5月29日法律第83号)第19条の育成者権又は同法第25条の専用利用権を有する者と協議するものとする。

第21 準種子に係る手続きは、第10、第14から第18に準じて行うものとする。

2 第18に定めるほ場審査証明書又は生産物審査証明書の交付に当たっては、第23号様式の準種子印を押印するものとする。

3 準種子に係る実際の手続きは、知事はその都度指示するものとする。

別記1

道設置原種ほ及び原原種ほの設置基準

- 1 対象とする品種は、次の全てを満たさなければならない。
 - ア 道の優良品種に認定されていること。
 - イ 当該品種の普及において、農業特性上の条件以外に著しい制限がないこと。
 - ウ 原種等の生産、配付及び販売を道に委ねること。
 - エ 原則として無償で、品種育成者等から健全な育種家種子が確実に提供されること。
- 2 品種育成者は、道に対し次の手続きを行わなければならない。

原則として、許諾料を無償とした登録品種または出願品種の許諾契約を締結すること。

別記2

指定採種ほ、原種ほ及び原原種ほの指定要件

- 1 対象とする品種は、次の全てを満たさなければならない。
 - ア 道の優良品種に認定されていること。
 - イ 品種育成者、農業協同組合等により、原種等が適正かつ確実に生産されるよう管理されること。
- 2 ほ場の経営者は、道に対し次の手続きを行わなければならない。
 - ア 条例第11条に規定するほ場の指定を受けること。
 - イ 条例第12条に規定するほ場審査及び生産物審査を受けること。
- 3 道は、保管種子の提供や技術協力など必要な支援を行うものとする。
- 4 ほ場の選定
 - (1) 気象、土壌、用水等の自然条件が生産しようとする品種の栽培に適した地域内にほ場があること。
 - (2) 周辺ほ場における植物又は品種の花粉、病原体、汚水等から採種（指定採種ほから生産された種子をいう。以下同じ。）、原種及び原原種（以下「採種等」という。）の生産が重大な支障を受ける恐れのないこと。
 - (3) 品種の混交を避けるために、異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等適切な管理を行うこと。
 - (4) 異種類、異品種等の個体が発見しやすいよう可能な限り疎植又は薄まきとすること。
 - (5) 採種等の生産に直接責任を有する者が、その生産方法に関し必要な知識及び技術を有し、かつ、優良な採種等の生産に熱意を有していること。
 - (6) 生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。
 - (7) 生産ほ場は、効率的な生産が行えるよう、面積、形状などが整備されていること。
- 5 生産の委託

ほ場指定申請が、第7の2による場合は、次の要件を満たすこと。

 - (1) 受託者が、採種等の生産の方法に関して委託者の指導を的確に実行する能力を有し、かつ、優良な採種等の生産に意欲を有していること。
 - (2) 採種等の生産が、委託者と受託者の明確な責任の分担の下で行われるよう、次の事項を含む契約を受託者と締結しておくこと。
 - ア 委託者は、受託者に対し採種、原種又は原原種の実産に必要な原種、原原種又は育種家種子の供給の責任を有すること。
 - イ 委託者は、種子の実産について指導及び監督の責任を有すること並びに受託者はこれに

従うこと。

- ウ 委託者は、生産された種子について、処分の責任を有すること及び受託者はこれに従うこと。

別記3 審査の基準及び方法

第1 基本事項

1 審査の対象

審査の対象となる種子は、採種、原種及び原原種の3種類とする。

2 種子の調製

- (1) 生産物審査に先立って、種子の調製を行うための施設・設備について、次の事項を確認しなければならない。

ア 調製に当たって、混種が起こらないような方法が採られていること。

イ 調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっていること。

ウ 調製作業及び種子の搬入・搬出に関する記録が適正に保存されていること。

エ 調製作業の責任者が確保されていること。

- (2) 異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作成する場合には、種子の品種が同一である場合に限るものとする。

また、種子の階級が異なる荷口同士を混合する場合には、混合して作成された荷口は、混合した荷口のうち最も低い階級と同じ階級に属するものとして審査しなければならない。

3 ほ場の隔離

- (1) 隣接するほ場の前作に種子生産が行われる作物と同じ作物が栽培されていた場合には、前作の収穫後1年以上を経過していなければならない。ただし、稲については、前作に同一作物の同一品種の種子の生産が行われ、異品種混入の理由により不合格となっていない場合又は収穫後の漏生種子の発芽を除草剤等によりの確に処分している場合にはこの限りでない。

- (2) 隣接する同一作物のほ場がある場合は、用排水路、畦畔、裸地等によって区分され十分な距離が確保されていないなければならない。ただし、出穂又は開花期が異なる品種が隣接している場合又は周縁に同一品種が栽培されている場合にはこの限りでない。

第2 ほ場審査

1 基準

審査項目	異型の混入程度 (注1、5)	異品種の混入程度 (注1、5)	異種類の農作物の混入程度 (注1、5)	雑草の混入程度 (注5)	種子伝染性の病虫害の発生程度 (注2、5)	その他の病虫害及び気象被害の発生程度 (注3～5)	生育状況 (注5)
審査基準	混入していないこと。	混入していないこと。	混入していないこと。	ほとんど混入していないこと。	発生していないこと。	ほ場の20%を超えて発生していないこと。ただし、稲のいもち病は、ほ場の0.04%を超えて発生していないこと。	特に異常な生育を示していないこと。

注1 異型とは、変異を生じている個体をいう。ただし、当該変異が、当該農作物の生産上、特に支障のないものであり、当該品種に通常発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものは除く。

異種類とは、異なる種類の農作物とする。

2 種子伝染性の病虫害は、次に掲げるものとする。

稲については、ばか苗病及び線虫心枯病

大麦については、裸黒穂病及び斑葉病

小麦については、裸黒穂病及び条斑病

大豆については、ウイルス病、黒痘病及び紫斑病

小豆については、ウイルス病、茎腐細菌病

いんげんについては、ウイルス病、かさ枯病、炭そ病

3 その他の病虫害について、大豆の斑点細菌病及び小豆の褐斑細菌病については発生していないことが望ましい。

また、小豆の炭そ病についても初期からの発生に留意する。

小麦のなまぐさ黒穂病は種子伝染しないが土壌伝染し、発生ほ場において発病株が完全に除去されたことを確認する方法がないため、本病の発生を確認したほ場は不合格とする。

4 気象被害には、種子生産ほ場として適切な肥培管理が行われているほ場において、病虫害によらず発生した倒伏を含めるものとする。

5 審査項目のうち異型、異品種の混入程度の項目以外の項目については、当該項目に係る基準に適合しない部分があっても、その部分が限られた箇所であり雑草及び被害株の除去等適切な処理を行うことによって種子としての使用に差し支えないものと認められるときは適合とする。

「当該項目に係る基準に適合しない部分」には、注4による倒伏を含めるものとし、確実かつ十分に適合しない部分を除去した場合は、審査基準の「ほ場の20%」にかかわらず適合とできるものとする。

種子伝染性の病虫害については、被害株及び被害粒の除去方法が明らかになっている場合に限るものとする。

雑草の混入程度については、混生している雑草が、1平方メートル当たり田では10本、畑では5本以内を目安として、雑草種子の混入の危険がなく、また、種子の生産及び品質に影響がないなど種子生産ほ場として通常の肥培管理が行われていると認められるものは適合とする。

2 方法

(1) 審査は、農道、畦畔、周縁作物、裸地等により明確に区分されたほ場単位ごとに行うものとする。

(2) 審査は、次の各時期に行うものとする。

また、当該時期における審査のみでは適正な審査を実施することが困難な場合には、別の時期にも審査を行うものとする。特に、種子伝染性の病虫害の発生する恐れのある場合には、最も確認しやすい時期にも行わなければならない。

更に、審査は、好天日を選び、早朝及び日没を避ける。特に作物が濡れていて審査によって細菌性病害の伝搬リスクが高い場合は審査日を変える、もしくは、審査精度に影響しない範囲内での達観審査とする。

主要農作物等の種類	審査時期	
	第1期	第2期
稲、大麦及び小麦	出穂期	糊熟期
豆類、そば	開花期	成熟期

注：そばの成熟期とは、子実の黒化率が50%程度に達した時期とする。

(3) 審査項目のうち、異型、異品種及び異種類の農作物の混入程度の項目については、全株について審査する。

なお、全株についての審査は、ほ場全体の状況が十分確認できる方法であれば差し支えないものとする。

(4) 審査項目のうち、(3)の項目以外については、ほ場1単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注視し、農作物の外観について審査を行う。ただし、判定が困難な場合は、ほ場のうねを任意に5箇所(1箇所につき、稲及び豆類は実株20、大麦、小麦及びそばは1.5メートル間隔の茎数)以上を抽出して精密な審査を行うこととし、雑草及び被

害株の除去等適切な処置をとれば種子として使用して差し支えないと認められるものは合格とする。

第3 生産物審査

1 基準

(1) 稲

審査項目	発芽率 (注2)	混入程度				
		異品種粒 (注3)	異種穀粒 (注4)	雑草種子	種子伝染性の病虫害粒	その他の病虫害粒
審査基準	90%以上であること。	混入していないこと。 (もち米のうち米混入率は0.04%以下)	混入していないこと。	0.2%を超えて混入していないこと。	混入していないこと。	0.5%を超えて混入していないこと。

(2) 大麦及び小麦

審査項目	発芽率	混入程度				
		異品種粒	異種穀粒	雑草種子	種子伝染性の病虫害粒	その他の病虫害粒
審査基準	80%以上であること。	混入していないこと。	混入していないこと。	0.2%を超えて混入していないこと。	混入していないこと。	0.5%を超えて混入していないこと。

(3) 大豆

審査項目	発芽率	混入程度				
		異品種粒	異種穀粒	雑草種子	種子伝染性の病虫害粒	被害粒及び未熟粒
審査基準	80%以上であること。	混入していないこと。	混入していないこと。	0.04%を超えて混入していないこと。	混入していないこと。	10%を超えて混入していないこと。

(4) 小豆

審査項目	最低限度			最高限度			異品種粒及び異種穀粒
	発芽率	整粒 (注5)	形質 (注6)	水分 (注7)	異物	被害粒及び未熟粒	
審査基準	% 90 (白小豆は70%)	% 90	標準品	% 15.0	% 0	% 10	混入しないもの

(5) えんどう

審査項目	最低限度			最高限度			異品種粒及び異種穀粒
	発芽率	整粒	形質	水分	異物	被害粒及び未熟粒	
審査基準	% 90	% 90	標準品	% 16.0	% 0	% 10	混入しないもの

(6) いんげん

審査項目	最低限度			最高限度			異品種粒及び 異種穀粒
	発芽率	整粒	形質	水分	異物	被害粒及び 未熟粒	
審査基準	% 90	% 85	標準品	% 16.0	% 0	% 15	混入しないもの

(7) そば

審査項目	最低限度		最高限度			異品種粒及び 異種穀粒
	発芽率	形質	水分	異物	被害粒及び 未熟粒	
審査基準	% 90	標準品	% 16.0	% 1	% 4	混入しないもの

注1 百分率は、発芽率及び水分を除き、全量に対する重量比をいう。

注2 発芽率は、審査対象品種の純種子粒に対する正常発芽粒の粒数割合とする。ただし、純種子粒は、成熟粒、未熟粒、被害粒（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているもの、稲、大麦及び小麦の場合粒の原形の2分の1以下のもの並びに豆類の場合粒の原形の2分の1以下のもの及び子葉が1枚以下のもの並びに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。

また、正常発芽粒は、稲、大麦及び小麦の場合十分かつ健全に発達した種子根、茎及び第1葉（鞘葉から2分の1以上抽出したものに限る。）を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生を生じた純種子粒をいい、豆類の場合十分かつ健全に発達した一次根、茎（展開した2枚の子葉を有していたものに限る。）、2枚の初生葉及び頂芽を有する芽生を生じた純種子粒をいう。

注3 異品種粒は、審査対象品種の純種子粒を除いた当該主要農作物等の種類（稲にあつては、水陸稲別及びもち、うるちの種類に区分した場合の当該稲の種類をいう。注4において同じ。）の純種子粒をいう。

なお、異品種粒の判断は、観察により行うものとする。

注4 異種穀粒は、当該主要農作物等の種類を除いた他の農作物の純種子粒をいう。

注5 整粒は、被害粒（損傷を受けた粒（病害粒、虫害粒、変質粒、粉碎粒、皮切れ粒、むれ粒等）、未熟粒（成熟していない粒）、異種穀粒（当該農作物等を除いた他の穀粒）及び異物（穀粒を除いた他のもの）及び死豆（充実していない粉状質の粒）を除いた粒をいう。

注6 形質は、皮部の厚薄、充実度、粒形、色沢、粒ぞろい等をいう。

注7 水分は、摂氏10.5度乾燥法によるものをいう。ただし、地域において一定の実績がある方法であり、その精度について十分確保される方法で実施することができるものとする。

2 方法

- (1) 審査は、審査請求者の希望する時期及び場所において、包装完了前に行うものとする。
 なお、審査の時期は、予め不合格となったロットが判別できるように管理される場合は、包装完了前に審査完了することを要さないものとする。
- (2) 審査は、1包装ごとに行うものとする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、荷口の作成方法、審査場所等の状況を勘案して、当該荷口ごとに抽出調査又はばら審査のいずれかの方法を採用することができるものとする。
- (3) 審査試料の抽出方法については、次によるものとするが、次によるもの以外に、採取される試料の品質が当該荷口全体の品質を正しく代表する方法でできるものとする。

ア 毎個審査

1包装ごとに抜き取り審査する。

イ 抽出審査

(ア) 移動法

- a 連続して作製される審査対象個袋を原則として 100 個以上について毎個審査を行い、不良個袋（審査の基準に適合しないものをいう。以下同じ。）率を決定し、不良個袋率が 5.05%以下の場合に限り抽出審査を行う。
- b 抽出審査に移行する場合には、まず合格個袋（審査の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が連続して次の数に至るまで毎個審査を行う。もし当該数に至る前に不良個袋数が見い出されれば、新たに次の個袋から数え始め、毎個審査を続ける。
- 不良個袋を合格個袋と取り換える場合 4 3 個
 不良個袋を取り除く場合 4 4 個
- c 合格個袋が b の数に至った場合には、次の個袋から 10 個毎に区切り、この各抽出区切りから無作為に 1 個を抽出して審査し、当該個袋が合格する限りこの抽出検査を続ける。
- d 抽出審査で不良個袋が見い出されれば、次の区切りから毎個審査に戻るものとする。

(イ) 静置法

- a 均質な荷口を構成する個袋群から、次の表において荷口中の個袋数ごとに掲げた抽出個袋数を無作為に抽出し、審査する。

荷口中の個袋数	抽出個袋数	不良個袋数
50 個以下	17 個	0 個
51 ~ 100	33	1
101 ~ 200	60	3
201 ~ 300	83	5
301 ~ 400	100	6
401 ~ 500	110	7
501 ~ 600	125	8
601 ~ 800	140	9
801 ~ 1000	150	10

- b 審査の結果、不良個袋数が a の表に掲げる数を超えないときは、当該荷口を合格とする。また、超えるときは、毎個審査に切り替えるものとする。

c 不良個袋は、取り除くものとする。

ウ ばら審査

(ア) 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合における審査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量の1/1,000以上を採取する。

(イ) (ア) 以外の場合であって、大型の出荷容器を用いるときにおける審査の試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの5カ所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。

(ウ) (ア) 又は (イ) の方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は四分法により縮分して審査対象試料を作成する。

(4) 発芽率の測定方法

発芽率の測定方法については、次によるものとするが、次によるもの以外に、地域において一定の実績がある方法であり、その精度について十分確保される方法で実施することができるものとする。

ア 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに1区100粒、4反覆分計400粒を用意する。

イ 測定条件

主要農作物等の種類	発芽床の条件 (注3)	温度 (注1)	測定日 (注4)		休眠打破法その他の留意事項
			第1回目	最終	
稲	ろ紙の上、間又は砂の中	25℃	5	14	予熱(50℃、7日以内)、水又は1規定硝酸に浸漬(24時間)
大麦	ろ紙の間又は砂の中	20℃	4	7	予熱(30～35℃、7日以内)、予冷(5～10℃、7日以内)又は0.05%ジベレリン(GA3)溶液に浸漬

小麦	ろ紙の上、間又は砂の中	20℃	4	8	予熱(30～35℃、7日以内)、予冷(5～10℃、7日以内)又は0.05%ジベレリン(GA3)溶液に浸漬。 上記処理では休眠打破効果が不十分な穂発芽耐性に優れ、休眠が深い小麦は、低温湿潤条件(5℃、3～4日間)による予冷、若しくは1%過酸化水素水(8～12℃、2日間)に浸漬する。 (注2)
大豆	紙の間又は砂の中 (注5)	25℃	5	8	—
小豆	〃	20℃	4	10	
えんどう	〃	20℃	5	8	
いんげん	〃	20℃	5	9	
そば	ろ紙の間又は砂の中	20℃	4	7	

注1 温度は、上下1℃の範囲に留めなければならない。

注2 小麦の予冷(低温湿潤条件)及び1%過酸化水素水浸漬による休眠打破時は、暗黒とする。

注3 発芽は、照光条件で行うことが望ましい。

注4 測定日には、休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、1ないし3日の幅を持って良い。発芽率の測定は、最終の測定日を過ぎて行ってはならない。

注5 紙は、ろ紙又はペーパータオルとする。

ウ 測定結果の計算と誤差の取扱い

(ア) 発芽率の測定結果は、4測定区の平均を百分率で整数(端数は四捨五入)として計算する。

(イ) 発芽率の測定結果は、測定区の最高値と最低値の差が次の表の4測定区間誤差の範囲であれば、そのまま用い、これを超える場合には、最高値区と残りの3測定区の差が次の表の3測定区間誤差の範囲内であれば、最低値区を除いた上位3測定区の平均値を用いるものとするが、差が誤差範囲を超える場合には、再測定を行うものとする。

平均発芽率(%)	測定区間誤差の最高限度	
	4測定区間	3測定区間
99	5	—

9 8	6	5
9 7	7	6
9 6	8	7
9 5	9	8
9 4 ~ 9 3	1 0	9
9 2 ~ 9 1	1 1	1 0
9 0 ~ 8 9	1 2	1 1
8 8 ~ 8 7	1 3	1 2
8 6 ~ 8 4	1 4	1 3
8 3 ~ 8 1	1 5	1 4
8 0 ~ 7 8	1 6	1 5
7 7	1 7	1 5
7 6 ~ 7 3	1 7	1 6
7 2 ~ 7 1	1 8	1 6
7 0 ~ 6 7	1 8	1 7
6 6 ~ 6 4	1 9	1 7
6 3 ~ 5 6	1 9	1 8

(5) 異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の測定方法

異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の測定方法については、次によるものとするが、次によるもの以外に、地域において一定の実績がある方法であり、その精度について十分確保される方法で実施することができるものとする。

ア 測定試料の採取及び分離

測定試料は、1測定単位につき稲 50 g、大麦、小麦及びそば 100 g、豆類 500 g を採取し、純種子粒、異品種粒、異種穀粒、雑草種子、病虫害粒及びその他の内容物に分離する。

イ 測定及び測定結果の処理

重量を小数点第1位までのグラム単位で秤量する。

別記4 審査のための指導事項

審査員及び審査補助員は、審査を円滑かつ適正に実施するため、次の事項について審査請求者を指導するものとする。

- (1) 異型、異品種、異種類、病株及び雑草の抜取り並びに精選を審査前に必ず励行すること。
- (2) 刈取後は適正な方法で速やかに乾燥した後、脱穀すること。
- (3) 脱穀にあたっては、脱穀機の使用前後における清掃を十分にし、異物、異品種等の混入を避けるとともに、回転数を少なくして、種子の損傷による発芽率の低下を防止すること。
- (4) 刈取後の病虫害による被害に注意し、種子としての条件を損なわないよう注意すること。

第1号様式

年産北海道種子計画

1 品種別

作物名	品種名	原原種		原種		採種		原原種の 備蓄量 (kg)	(備考)
		面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)		
計									
計									
合計									

注1 作物名は、稲、大麦、秋まき小麦、春まき小麦、大豆、小豆、えんどう、いんげん（菜豆、高級菜豆）及びそばとする。

注2 原原種の備蓄量の欄には、当年産原原種ほ及び原種ほに配付後の備蓄量を記載すること。

2 振興局等別

(作物名)

(品種名)

振興局 名	原原種 (基準生産量 kg/10a)		原種 (基準生産量 kg/10a)		採種 (基準生産量 kg/10a)	
	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)
計						

注 本表は、稲、大麦、秋まき小麦、春まき小麦、大豆、小豆、えんどう、いんげん（菜豆、高級菜豆）及びそばについて、該当作物に係る品種別に作成すること。

(作物名)

振興局 名	原原種 (基準生産量 kg/10a)		原種 (基準生産量 kg/10a)		採種 (基準生産量 kg/10a)	
	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)	面積 (a)	生産量 (kg)
計						

注 本表は、稲、大麦、秋まき小麦、春まき小麦、大豆、小豆、えんどう、いんげん（菜豆、高級菜豆）及びそばの作物別に、品種の合計として作成すること。

第2号様式

原原種生産計画

1 道設置原原種ほ

(作物名)

品種名	原原種ほ(a)	基準生産量 (kg/10a)	生産計画 (kg)	使用種子	ほ場設置場所
計					

注1 本表は、稲、大麦、秋まき小麦、春まき小麦、大豆の作物別に作成すること。

注2 使用種子の欄には、育種家種子又は原原種を記載すること。

2 指定原原種ほ

(作物名)

品種名	原原種ほ(a)	基準生産量 (kg/10a)	生産計画 (kg)	使用種子	ほ場指定場所
計					

注1 稲、大麦、秋まき小麦、春まき小麦、大豆、小豆、えんどう、いんげん（菜豆、高級菜豆）及びそばの作物別に作成すること。

注2 使用種子の欄には、育種家種子又は原原種を記載すること。

計							
計							
合計							

上段：(前年産設置実績)、下段：本年産設置計画

注 本表は、振興局等別の表の内訳として作成すること。

第4号様式

採種ほ設置計画

振興局等 名	市町村 名	農協等 名	(作物名)	計 (a)	(作物名)	計 (a)	合計 (a)
			(品種名)		(品種名)		
計							
計							
合計							

上段：(前年産設置実績)、下段：本年産設置計画

注 本表は、稲、大麦、秋まき小麦、春まき小麦、大豆、小豆、えんどう、いんげん（菜豆、高級菜豆）及びそばの作物別に作成すること。

第5号様式

指定申請書（指定採種ほ・指定原種ほ・指定原原種ほ）

番 号
年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
氏名又は名称

北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例第11条の規定による指定採種ほ（指定原種ほ・指定原原種ほ）の指定を受けたいので、申請する。

記

1 ほ場指定申請内容

(1) 指定を受けようとするほ場の所在地及び面積並びに当該ほ場において生産しようとする主要農作物等の種子の種類及び品種の名称

所在地の市町村	ほ場の面積	生産しようとする主要農作物等の種子の種類名	同左品種名
	a		

(2) 農業経営の規模

(3) 主要農作物等の種子生産に関する経験等

(4) 主要農作物等の種子生産のために利用する施設及び機械

2 その他

注1 1の(1)に掲げる事項は所在地の市町村、生産しようとする主要農作物等の種子の種類及び品種名ごとに記載し、面積は実測面積によること。

注2 1の(3)の主要農作物等の種子生産に関する経験等については、自家増殖以外の種子生産についての経験の有無並びに種子生産に係る主要農作物等の種類、種子生産の年数及び場所等を記載すること。

注3 申請に係る種子の生産が農業協同組合等からの委託又は生産者集団により行われる場合には、農業協同組合又は生産者集団の代表が申請できるものとし、1のほ場指定申請内容には「別添指定申請者一覧表のとおり」と記載し、第6号様式に当該受託者又は生産者集団の構成者に関する申請内容を記載すること。また、当該品種に係るほ場の所在地の市町村、生産しようとする主要農作物等の種子の種類及び品種名ごとに記載すること。

第7号様式

指定第 号

申請者 住 所

氏名又は名称

北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例第11条の規定により、指定採種ほ（指定原種ほ・指定原原種ほ）として、次のとおり指定する。

年 月 日

北海道知事

- 1 指定を受けたほ場の所在地及び面積並びに当該ほ場において生産する主要農作物等の種子の種類及び品種の名称

受託者又は生産者集団の 構成者氏名	所在地の市町村	ほ場の 面積	生産する主要農 作物等の種子の 種類名	同左品種名
		a		

- 2 その他条件

注1 所在地の市町村、生産しようとする主要農作物等の種子の種類及び品種名ごとに記載すること。

注2 種子の生産が農業協同組合等からの委託又は生産者集団により行われる場合は、受託者又は生産者集団の構成者氏名を記載すること。

注3 その他条件には、指定に当たり、特に付すべき条件がある場合に記載すること。

第8号様式

指定報告書（指定採種ほ・指定原種ほ）

番 号
年 月 日

北海道知事 様

総合振興局長又は振興局長

次のとおり採種ほ（原種ほ）を指定したので、報告します。

記

作物名	品種名	市町村名	農協等又は 生産者集団 名	ほ場の 面積	受託者又は生産者 集団の構成者数	備考
				a		
	小計					
	小計					
合計						

注1 ほ場の種類ごとに別葉とし、作物名及び品種名ごとに小計を附すこと。

注2 受託者又は生産者集団の構成者数については、小計欄及び合計欄の上段に（ ）書きで
実数を記入すること。

第9号様式

指定変更申請書（指定採種ほ・指定原種ほ・指定原原種ほ）

番 号
年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
氏名又は名称

北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例第11条の規定により 年 月 日付け指定第 号で指定を受けた指定採種ほ(指定原種ほ・指定原原種ほ)について、指定内容を変更したいので、申請します。

記

1 変更申請内容

所在地の市町村	ほ場の面積	生産しようとする主要農作物等の種子の種類名	同左品種名
	a		

2 変更理由

3 その他

注1 変更後の申請内容を上段に、変更前の指定内容を下段に括弧書きで記載して、変更前と変更後の内容を対比できるように作成すること。

注2 所在地の市町村、生産しようとする主要農作物等の種子の種類及び品種名ごとに記載すること。

注3 申請に係る種子の生産が農業協同組合等からの委託又は生産者集団により行われる場合には、1の変更申請内容には「別添指定申請者一覧表のとおり」と記載し、第6号様式に当該受託者又は生産者集団の構成者に関する変更申請内容を前項に準じて記載すること。また、当該品種に係るほ場の所在地の市町村、生産しようとする主要農作物等の種子の種類及び品種名ごとに記載すること。

第10号様式

指定第 号

申請者 住 所

氏名又は名称

北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例第11条の規定により指定した指定採種ほ
(指定原種ほ・指定原原種ほ) について、次のとおり変更する。

年 月 日

北海道知事

1 変更する内容

受託者又は生産者集団の 構成者氏名	所在地の 市町村	ほ場の面積	生産する主要農作物 等の種子の種類名	同左品種名
		a		

2 その他の条件

注1 変更後の指定内容を上段に、変更前の指定内容を下段に括弧書きで記載して、変更前と変更後の内容を対比できるように作成すること。

注2 種子の生産が農業協同組合等からの委託又は生産者集団により行われる場合は、受託者又は生産者集団の構成者氏名を記載すること。

注3 その他条件には、指定に当たり、特に付すべき条件がある場合に記載すること。

第11号様式

指定変更報告書（指定採種ほ・指定原種ほ）

番 号
年 月 日

北海道知事 様

総合振興局長又は振興局長

次のとおり採種ほ（原種ほ）の指定を変更したので、報告します。

記

作物名	品種名	市町村名	農協等又は生産者集団名	ほ場の面積	受託者又は生産者集団の構成者数	備考
				a		
	小計					
	小計					
合計						

注1 ほ場の種類ごとに別葉とし、作物名及び品種名ごとに小計を附すこと。

注2 受託者又は生産者集団の構成者数については、小計欄及び合計欄の上段に（ ）書きで実数を記入すること。

注3 変更後の指定内容を上段に、変更前の指定内容を下段に括弧書きで記載して、変更前と変更後の内容を対比できるように作成すること。

第12号様式

審査請求書（採種・原種・原原種）

番 号
年 月 日

北海道知事 様

請求者 住 所
氏名又は名称

北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例第12条の規定により、次のとおり審査請求します。

記

種子の種類（ ） 作物名（ ）

1 ほ場審査

番号	所在地	ほ場の面積	品種名	見込生育時期		摘要
				第1期	第2期	
		a				
計						

2 生産物審査

品種名	見込収穫調整時期		生産物審査の希望時期及び場所		包装		収穫見込数量	摘要
	収穫期	包装完了期	時期	場所	種類	量目		
							kg	
計								

注1 種子の種類欄には、原原種、原種、採種のいずれかを記載すること。

注2 請求書は、種子の種類、作物ごとに別葉とすること。

注3 1に掲げる事項は品種名ごとに記載し、所在地は番地まで記入し、面積は実測面積によること。

注4 当該品種に係るほ場の所在地が複数にわたる場合は、1のほ場審査内容には「別表のとおり」と記載し、所在地ごとに記載した別表を添付すること。

注5 ほ場審査における見込生育時期の欄は、稲、大麦及び小麦については出穂期を「第1期」と糊熟期を「第2期」とし、豆類、そばについては開花期を「第1期」と成熟期を「第2期」とし、それぞれ「何月何日ころ」と記載すること。

注6 生産物審査の時期及び場所について集団審査を希望する場合は、その旨を「生産物審査の希望時期及び場所」に記載すること。

注7 種子の生産が農業協同組合等からの委託又は生産者集団により行われる場合には、農業協同組合等又は生産者集団の代表が請求できるものとし、1及び2の事項は「別添審査請求者一覧表のとおり」と記載し、第13号様式に当該受託者又は生産者集団の構成者に関する審査請求内容を記載すること。また、当該品種に係るほ場の所在地が複数にわたる場合は、第13号様式に所在地ごとに記載すること。

別表

番号	所在地	ほ場の面積	品種名	見込生育時期		摘要
				第1期	第2期	
		a				
計						

第13号様式

審査請求者一覧表（採種・原種・原原種）

請求者名

種子の種類（ ） 作物名（ ）

1 ほ場審査

受託者又は生産者 集団の構成者氏名	番号	所在地	ほ場の面積	品種名	見込生育時期		摘要
					第1期	第2期	
			a				
計							

2 生産物審査

受託者又は生産者 集団の構成者氏名	品種名	見込収穫調製時期		生産物審査の希望時期及び場所		包装		収穫見込 数量	摘要
		収穫期	包装完了期	時期	場所	種類	量目		
								kg	
計									

注1 種子の種類、作物ごとに別葉とすること。

注2 本様式は、適宜、修正することができる。

第14号様式

45センチメートル以上		
北海道指定採種ほ（指定原種ほ・指定原原種ほ）		
番号 第 号	10アール当たり施肥量	
ほ場所在地	防除	30 セト ンル チ以 メ上
ほ場面積	第1回 月 日 薬剤名	
品 種 名	·	
ほ種月日	·	
移植月日	第 回 前作物名	
↑ 1メートル以上 ↓		

第15号様式

審査変更請求書（採種・原種・原原種）

番 号
年 月 日

北海道知事 様

請求者 住 所
氏名又は名称

北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例第12条の規定により 年 月 日付け指定第 号で指定を受けた指定採種ほ（指定原種ほ・指定原原種ほ）について、次のとおり審査請求の内容を変更します。

記

種子の種類（ ） 作物名（ ）

1 ほ場審査の変更内容

番号	所在地	ほ場の面積	品種名	見込生育時期		摘要
				第1期	第2期	
		a				

2 生産物審査の変更内容

品種名	見込収穫調整時期		生産物審査の希望時期及び場所		包装		収穫見込数量	摘要
	収穫期	包装完了期	時期	場所	種類	量目		
							kg	
計								

3 変更理由

注1 変更後の内容を上段に、変更前の内容を下段に括弧書きで記載して、変更前と変更後の内容を対比できるように作成すること。

注2 当該品種に係るほ場の所在地が複数にわたる場合は、1のほ場審査には「別表のとおり」と記載し、所在地ごとに記載した別表を添付すること。

注3 種子の生産が農業協同組合等からの委託又は生産者集団により行われる場合には、1及び2の変更内容には「別添審査請求者一覧表のとおり」と記載し、第13号様式に当該受託者又は生産者集団の構成者に関する審査請求の変更内容を前項に準じて記載すること。また、当該品種に係るほ場の所在地が複数にわたる場合は、第13号様式に所在地ごとに記載すること。

別表

番号	所在地	ほ場の面積	品種名	見込生育時期		摘要
				第1期	第2期	
		a				

第16号様式

9センチメートル (表面)	
第 号	所 属 職及び氏名
北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例第12条に基づく審査員証票	
年 月 日	
北海道知事	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">印</div>	

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

(裏面)

北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例 (抜粋)
(ほ場審査及び生産物審査)
第12条 指定種子生産ほ場を経営する者(以下この条において「指定種子生産者」という。)は、次に掲げる審査を受けなければならない。
(1)ほ場審査 指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物等の生育状況、成熟状況等についての審査
(2)生産物審査 指定種子生産ほ場で生産された優良品種の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査
2 前項各号に掲げる審査は、指定種子生産者からの請求により行うものとする。
3 知事は、前項の請求があったときは、当該職員に第1項各号に掲げる審査を行わせるものとし、その結果について指定種子生産者に対し通知するものとする。
4 第1項各号に掲げる審査の基準及び方法は、知事が定める。
5 第3項に規定する当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、指定種子生産者から要求があったときは、これを提示しなければならない。

第17号様式

審査野帳（採種・原種・原原種）

作物名

審査員

1 事前記入事項

(1) 整理事項

番号	第 号	見 込	第 1 期	月 日 頃
品種名		生育時期	第 2 期	月 日 頃
所在地		見込収穫	収 穫 期	月 日 頃
ほ場の面積		調製時期	包装完了期	月 日 頃
ほ場経営者		生産物審査の希	時 期	月 日 頃
ほ場委託者		望時期	場 所	
審査請求者氏名		及び場所		
審査請求者住所		収 穫 見 込	数 量	kg
審査請求年月日	年 月 日	包 装	種 類	
備 考			量 目	kg

注 この事項は、審査請求書により記載すること。

(2) 確認事項

種子	産 地		管	施 肥	時 期	種 類	施肥量 kg/10a
	は 種 量	kg/10a			月 日		
	消毒の方法				月 日		
は種月日	月 日		理	中 耕 除 草	時 期	方 法	
移植月日	月 日				月 日		
出穂又は開花期	月 日				月 日		
苗代期の状況 (生育状況等)			理	病虫害防除	時 期	薬剤名	散布量
前作物名					月 日		
単収	平 年	kg/10a			月 日		
	前 年	kg/10a		異品種・異 種類等の措 置	時 期	内 容	
	本 年 見 込	kg/10a			月 日		
備考					月 日		

注 この事項は、審査請求者又は代表者からの聞き取り等によって記載すること。

2 ほ場審査状況及び審査成績

項目		第 1 期		第 2 期	
審査月日及び立会人		月 日		月 日	
審査成績	審査項目 区分	判定	摘要	判定	摘要
	異型、異品種、異種類の混入	適・不適		適・不適	
	雑草の混入	適・不適		適・不適	
	種子伝染性の病虫害の発生	適・不適		適・不適	
	その他病虫害及び気象被害の発生	適・不適		適・不適	
	生育状況	適・不適		適・不適	
	判定	合格・不合格		合格・不合格	
審査指導事項					
収穫見込数量		kg		kg	
証明書番号及び交付月日				第 号 月 日	

注 「摘要」欄には、各審査項目に係るほ場の状況を記載し、判定の理由を明らかにすること。

3 生産物審査状況及び審査成績（主要農作物の場合）

審査月日及び立会人	月 日		審査総数量	kg
審査場所			内 合格数量	kg
審査指示事項			訳 不合格数量	kg
審査証明書交付月日及び枚数		月 日 枚		
不合格数量	発芽率	kg	雑草種子	kg
の審査項目	異品種粒	kg	種子伝染性の病虫害粒	kg
別内訳	異種穀粒	kg	その他病虫害粒等	kg

4 生産物審査状況及び審査成績（小豆、えんどう、いんげん、そばの場合）

審査月日及び立会人	月 日		審査総数量	kg
審査場所			内 合格数量	kg
審査指示事項			訳 不合格数量	kg
審査証明書交付月日及び枚数		月 日 枚		
不合格数量	発芽率	kg	異物	kg
の審査項目	整粒	kg	被害粒及び未熟粒	kg
別内訳	形質	kg	異品種粒及び異種穀粒	kg
	水分	kg		

注1 複数の審査項目についての不合格の場合は、最も主要な項目に記載すること。

注2 異品種粒の中に異型粒を含むものとする。

注3 本野帳は、適宜、項目等修正することができる。

第18号様式

ほ場審査結果報告書

年 月 日

総合振興局長又は振興局長 様
 (原原種ほの場合は北海道知事)

審査員

次のとおり、指定採種ほ(指定原種ほ・指定原原種ほ)のほ場審査を実施したので報告します。

記

作物名	品種名	市町村名	農協等名	ほ場指定面積	審査面積	合格面積	不合格面積	不合格理由(面積実績)						収穫見込数量	備考	
								異型の混入	異品種の混入	異種類の農作物の混入	雑草の混入	種子伝染性病虫害の発生	その他病虫害及び気象被害			生育状況
				a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	kg	
計																

注1 ほ場の種類ごとに別葉とし、作物及び品種ごとに小計を附すこと。

注2 不合格となったほ場の番号を備考欄に記載すること。

第19号様式

生産物審査結果報告書（主要農作物）

年 月 日

総合振興局長又は振興局長 様

（原原種の場合は北海道知事）

審査員

次のとおり、採種（原種・原原種）の生産物審査を実施したので報告します。

記

作物名	品種名	市町村名	農協等名	審査数量	合格数量	不合格数量	不合格理由（重量実績）						備考
							発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	種子伝染性病虫等害粒	その他	
				kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
計													

注1 種子の種類ごとに別葉とし、作物及び品種ごとに小計を附すこと。

第19号様式の2

生産物審査結果報告書（小豆、えんどう、いんげん、そば）

年 月 日

総合振興局長又は振興局長 様

（原原種の場合は北海道知事）

審査員

次のとおり、採種（原種・原原種）の生産物審査を実施したので報告します。

記

作物名	品種名	市町村名	農協等名	審査数量	合格数量	不合格数量	不合格理由（重量実績）							備考
							発芽率	整粒	形質	水分	異物	被害粒及び未熟粒	異品種粒及び異種穀粒	
				k g	k g	k g	k g	k g	k g	k g	k g	k g	k g	
計														

注 種子の種類ごとに別葉とし、作物及び品種ごとに小計を附すこと。

第20号様式

ほ場審査・生産物審査成績報告書

番 号
年 月 日

北海道知事 様

総合振興局長又は振興局長

次のとおり、指定採種ほ(指定原種ほ)のほ場審査及び生産物審査を実施したので報告します。

記

作物名	品種名	市町村名	農協等名	ほ場審査		生産物審査		備考
				審査面積	合格面積	審査数量	合格数量	
				a	a	kg	kg	
計								

注 ほ場の種類ごとに別葉とし、作物及び品種ごとに小計を附すこと。

第21号様式

ほ場審査証明書

番 号
年 月 日

審査請求者 住 所
氏 名又は名称

北海道知事 印

下記の指定採種ほ（指定原種ほ・指定原原種ほ）は、北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例第12条の規定に基づくほ場審査の結果、次のとおりであったことを証明します。

記

作物名	品種名	ほ場指定面積	審査面積	合格面積	不合格面積	不合格理由（面積実績）							収穫見込数量	備考
						異型の混入	異品種の混入	異種類の農作物の混入	雑草の混入	種子伝染性病虫害の発生	その他病虫害及び気象被害	生育状況		
		a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	kg	
計														

注1 ほ場の種類ごとに別葉とし、作物ごとに小計を附すこと。

注2 不合格となったほ場の番号を備考欄に記載すること。

生産物審査証明書（主要農作物）

番 号
年 月 日

審査請求者 住 所
氏 名又は名称

北海道知事 印

指定採種ほ（指定原種ほ・指定原原種ほ）において生産された採種（原種・原原種）は、北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例第 1 2 条の規定に基づく生産物審査の結果、次のとおりであったことを証明します。

記

作物名	品 種 名	生 産 数量	審 査 数量	合 格 数量	不 合 格 数量	不 合 格 理 由（重量実績）					備 考	
						発 芽 率	混入程度					
							異 品 種 粒	異 種 穀 粒	雑 草 種 子	種 子 伝 染 性 の 病 虫 害 粒		そ の 他 の 病 虫 害 粒 等
		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
計												

注 1 種子の種類ごとに別葉とし、作物ごとに小計を附すこと。

注 2 主要農作物原種ほ経営委託要領（平成 3 年 5 月 2 8 日畑園第 6 0 4 号）第 1 2 に基づき生産物審査証明書を交付する場合は、「指定採種ほ（指定原種ほ・指定原原種ほ）」を「委託原種ほ」、「採種（原種・原原種）」を「原種（委託契約に基づく原種出荷数量を超えたもの）」と記載すること。

第22号様式の1-2

生産物審査証明書（小豆、えんどう、いんげん、そば）

番 号
年 月 日

審査請求者 住 所
氏 名又は名称

北海道知事 印

指定採種ほ（指定原種ほ・指定原原種ほ）において生産された採種（原種・原原種）は、北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例第12条の規定に基づく生産物審査の結果、次のとおりであったことを証明します。

記

作物名	品 種 名	生 産 数量	審 査 数量	合 格 数量	不 合 格 数 量	不合格理由（重量実績）							備 考
						発 芽 率	整 粒	形 質	水 分	異 物	被 害 粒 及 び 未 熟 粒	異 品 種 粒 及 び 異 種 穀 粒	
		k g	k g	k g	k g	k g	k g	k g	k g	k g	k g	K g	
計													

注 種子の種類ごとに別葉とし、作物ごとに小計を附すこと。

第22号様式の2-1

表面

第 号
生産物審査証明書

区分	
----	--

年 月 日
北海道 印

裏面

審査請求者 住所
氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

種類		品種	
----	--	----	--

The diagram illustrates the layout of a certificate form, showing both the front and back views. The front view (top) features a header with 'No.' and 'Production Product Review Certificate'. Below this is a table with one row and two columns, the first of which is labeled 'District'. At the bottom right, there are fields for 'Year', 'Month', and 'Day', with 'Hokkaido Seal' printed below them. The back view (bottom) features a header for 'Applicant Name/Address' and 'Name (for corporations, name and representative name)'. Below this is a table with two rows and four columns, the first two of which are labeled 'Type' and 'Variety'.

注1 個別に交付する必要がある場合に用いる。

2 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横12センチメートル以上とし、紙質は緑色の厚紙とする。

3 番号欄については、道が交付する際、必要に応じて一連番号を記載するなど、活用すること。

4 区分欄の記載については、採種、原種、原原種の別を記載すること。

第 2 2 号様式 2 - 2

第	号	生産物審査証明書	
		区分	
審査請求者	住所	氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
種類		品種	
年	月	日	
			北海道 印

- 注 1 個別に交付する必要がある場合に用いる。
- 注 2 用紙の大きさは、縦 10 センチメートル、横 12 センチメートル以上とする。
- 注 3 番号欄については、道が交付する際、必要に応じて一連番号を記載するなど、活用すること。
- 注 4 区分欄の記載については、採種、原種、原原種の別を記載すること。

第 2 3 号様式



印の直径は、4 センチとする。